



いつもお世話になっております。事務所だよりの4月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

相続税の申告について考えてみます

ある統計によりますと、相続税の申告書の提出が必要な方は全体の5%程といわれています。

なお、申告書の提出が必要で実際に相続税の納付までが必要な方は、更に少なく全体の3%程といわれています。

1. 相続税の申告が必要な場合

正味財産が遺産に係る基礎控除額を超える場合は申告が必要です。

$$\text{【死亡した人の正味財産(遺産)】} - \text{【基礎控除額】} = \text{相続税課税対象額}$$

死亡した人(被相続人)の正味財産とは？
次の合計額をいいます。

- (+)被相続人の財産
- (+)みなし相続財産
- (+)相続時精算課税適用財産
- (-)債務・葬式費用
- (+)相続開始前3年以内贈与財産

遺産に係る基礎控除額とは？
次の合計額をいいます。

- (+)一相続あたり 5000万円
- (+)法定相続人の数 × 1000万円

法定相続人の数とは相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合における相続人の数をいいます。
被相続人に養子がいる場合には法定相続人に含める養子の数が制限されます。

2. 被相続人の財産・みなし相続財産・相続時精算課税適用財産・前3年以内贈与財産とは？

- (1) 被相続人の財産(死因贈与含みます)
土地・家屋等の不動産
一般動産(機械・車両・家具・棚卸資産・書画骨董品等)
著作権・電話加入権等
株式・社債・貸付信託・投資信託等
現金預金・受取手形・売掛金・貸付金等
- (2) みなし相続財産
被相続人が保険料を負担した死亡保険金・死亡退職金等
個人年金・退職企業年金等の継続受給権
債務免除益・財産の低額譲受益等

特例で評価減できるもの
一定の利用状況にある宅地
特定同族会社株式等
相続人が取得した立木 など

非課税とされるものもあります
墓所・仏壇・祭具
死亡保険金の一定額
死亡退職金の一定額
国等に相続財産を
贈与した場合 など

- (3) 相続時精算課税適用財産
生前仮計算したこの財産は贈与時点の評価額で相続税の課税対象となります。
- (4) 相続開始前3年以内の贈与財産
相続遺贈による財産取得者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた場合は、前3年以内の贈与財産が贈与時点の評価額で相続税の課税対象となります。

3. 債務・葬式費用とは？

(1) 債務・葬式費用の例示

被相続人の債務	被相続人の葬式費用
未払飲食費・未払医療費	通夜費用
借入金・支払手形・未払金・未払費用	通夜飲食代
所得税・市県民税・固定資産税・自動車税	葬式費用
留置権・特別の先取特権・質権	お布施・埋葬・火葬費用
など	遺体運搬費用(霊柩車) など

(2) 債務・葬式費用を控除できる人は？

相続人及び包括受遺者...ただし、国外居住者で日本国籍のない人は控除できないものもあります。

4. 申告時期は？

相続の開始日(死亡した日)の翌日から10ヶ月以内に被相続人の住所地の所轄税務署長に申告します。